

「パートナーシップ構築宣言」

PwC Japan 有限責任監査法人は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

特に契約書や請求書等紙面の電子化推進については積極的に取り組んでおり、今後も経理やその他の業務プロセスにおけるデジタル化の支援等を通じバリューチェーン全体で成長し続けることを目標としております。

(個別項目)

a. 健康経営に関する取組

職員一人ひとりの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践します。職員の健康保持・増進に取り組むことで、組織の活性化や生産性の向上、企業価値の向上等につなげます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは是正に積極的に取り組みます。

1 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

2 アイドリング時などのコスト負担

協力会社と契約締結後に該当の作業開始が遅れた場合も、そのアイドリング期間についても協力会社に一方的な人件費負担を負わせることなく、協議を行いコストの負担も行います。

3 手形などの支払条件

下請代金は全額現金で支払います。また、支払サイトを 60 日以内といたします。

4 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

5 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先や当法人が進める働き方改革、リモートワークへの協力会社の対応に対しては余計なコスト負担が発生するないように配慮しながら進めています。必要な機器がある場合は我々がコスト負担をして貸し出す場合もあります。

3. その他

- 当法人では物品およびサービス購買倫理に関する社内ガイドラインを策定し、適切に業務を行っております。具体的には、外部業者との間で対象取引を行う場合において、贈答や金品・接待、個人的に取引をする場合における特別なサービスや取扱い、その他何らかの個人的な利益供与を受けることを禁止しております。
- 当法人は取引先へ不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）や相見積もり等を適切に取得し、合理的に依頼・交渉します。
- 取引先を選定する際は、監査法人として独立性に配慮し、取引先にも当法人が定めた第三者行動規範に定めた人権尊重、環境保護および腐敗防止等に積極的に取り組んでいただくことを推奨しております。

2023 年 12 月 1 日
(2024 年 7 月 1 日 代表者変更による更新)
(2025 年 9 月 26 日更新)